

(4) 人身取引（トラフィッキング）

人身取引は、主に性的搾取や強制労働を目的として行われ、重大な犯罪であるとともに、基本的人権を侵害する許されない行為です。

2000（平成12）年に国連により採択された「国際組織犯罪防止条約人身取引議定書」第3条によると、「人身取引（トラフィッキング）」とは、「搾取」を目的とし、暴力等の「手段」を用いて、対象者を獲得するなどの「行為」をすることと定義されています。

国は、2004（平成16）年に「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」を設置するとともに、「人身取引対策行動計画^{*93}」を策定し、その後、2度にわたる改定の中で、内閣官房長官と各閣僚から構成される「人身取引対策推進会議」の設置等、組織体制の整備や各種対策が進められました。

しかし、人身取引の手口は年々巧妙化・潜在化しており、国内における人身取引の検挙件数は毎年40件前後で推移していましたが、2019（令和元）年は57件と大きく増加しました。被害者の国籍については約8割が日本人であり、性別はすべて女性でした。

人身取引への無関心が人身取引を容易にし、被害を拡大させている現状を踏まえ、本市は、国・県等と連携しながら、人身取引防止のための広報・啓発に努めます。

用語解説

*93 人身取引対策行動計画

2000（平成12）年11月に国連で「人身取引議定書」が採択され、政府は、人身取引の防止・撲滅と被害者の保護を早急かつ着実に推進するため、2004（平成16）年4月、法務省を含む関係省庁において「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」を設置し、同年12月に国際的な組織犯罪である「人身取引」に対し政府一体となった総合的、包括的な対策を推進するため「人身取引対策行動計画」を策定した。現行計画（本基本方針策定時点）は「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」の上部組織である「犯罪対策閣僚会議」によって策定された「人身取引対策行動計画2014」であり、同計画に基づく「人身取引対策推進会議」を随時開催し、我が国における人身取引の実態の把握、人身取引の防止・撲滅及び被害者の保護を推進している。